

監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表し、同条第10項の規定により、意見を提出します。

令和6年8月20日

寒川町監査委員 後 藤 雅 弘
同 太 田 眞 奈 美

1 監査の種類

財務監査のうち定期監査

2 監査の実施期間

令和6年7月10日から令和6年7月31日まで

3 監査の対象部課等

総務部 税務収納課、学び育成部 保育幼稚園課、会計課

4 監査の対象

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年5月31日まで）の財務及び事務の執行状況。また、前回実施した監査以降の事務処理状況。

5 監査の着眼点（評価項目）

- ・これまでの監査結果を踏まえ、留意事項等があった事務事業が改善されているか。
 - ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、事務の執行が法令、規則等に基づき適切に執行されているか。
 - ・公有財産が適切に管理されているか。
 - ・予算執行に対して効果的、効率的な事務が行われているか。
 - ・組織や運営の合理化が図られているか。
- などに着目して監査を実施した。

6 監査の実施内容

予算執行、収入、支出などの会計事務処理、契約締結及び履行、事務事業の執行、補助金事務の正確性や庶務事務の適否などについて、検査資料等の抽出検査のほかヒアリングを実施して検査を行った。

7 監査結果

【総務部 税務収納課】

令和5年度に係る財務事務等の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な留意事項について、口頭で指導した。

【学び育成部 保育幼稚園課】

令和5年度に係る財務事務等の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な留意事項については、口頭で指導した。

【会計課】

令和5年度に係る財務事務等の執行については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、軽微な留意事項について、口頭で指導した。

8 意見

【総務部 税務収納課】

(1) 税収等の確保について

令和5年度の町税全体の収納率は、直近5年で最も高い97.94%となっている。今後も安定した財政運営とともに、税の公平な負担が図られるよう、さらなる収納率の向上を目指し、人材育成等に努めていただきたい。

【学び育成部 保育幼稚園課】

(1) 保育環境充実事業等の推進について

町は、子育て支援を重要施策に位置づけ推進しているが、とりわけ保育幼稚園課 が所管している保育環境充実事業は、子育て支援の一つの柱となる重要な事業である。

今後も、着実に事業を推進するため、職員の状況を的確に把握するとともに、適切な人員の手当てに努められたい。

【会計課】

(1) 物品会計事務のデジタル化について

現在、物品の管理などについては、物品会計規則に基づき紙ベースで行われているが、さらなるコストの削減や業務の効率化を図るため、物品会計事務のデジタル化について積極的に検討されたい。